

(フォーラム1 教育思想史におけるヴィルヘルム・フォン・フンボルト—「古典的陶冶理論」の生成および展開の可能性— コメント論文)

リベラルな教育思想における美学の問題

—— J.S.ミルにおける個性と教育 ——

*The Problem of Aesthetics in Liberal Educational Thought:
John Stuart Mill on Individuality and Education*

高宮正貴 (Masaki Takamiya)

J.S.ミルはフンボルトの『国家活動の限界』における個性論をもとに自由原理を正当化している。個性を擁護する2人のリベラルな教育思想は、ともに「美学」という枠組を前提としている。本稿ではミルの美学と教育思想の関係を明らかにする。それを通じて、ミルやフンボルトのリベラルな教育思想とロールズやローティのそれとの距離を測る。

はじめに

フンボルトによれば、「人間の目的は、理性の永遠不変の命令によって定められており、……その目的とは、人間の諸能力が完全に一貫した全体に向けて、最高度に、また、最も調和的に発達することである」。したがって、「すべての人間が絶えず自らの努力をふりむけ……」対象となるべきなのは、「力や発達の個性的なあり方である」。(Mill, 1977, p. 261 関口訳 2020, p. 129)

ジョン・スチュアート・ミルは『自由論』でフンボルトの『国家活動の限界』を引用し、自身の自由原理を擁護するための論拠の1つにしている。そこで、フンボルトとミルの思想の異同を論じる作業は重要だが、本稿の目的はそこにはない。本稿では、ミルの教育思想における美学の位置づけを明らかにすることを通して、フンボルトとミルのリベラルな教育思想にとって美学がもつ意義を示すことである。それは、フンボルトやミルの教育思想と、ジョン・ロールズやリチャード・ローティなどの現代のリベラルな教育思想との距離を測ることにつながる。

1. 「生の技術」の3部門と自由原理

フンボルトの『国家活動の限界』は1792年に書かれた。しかし、出版されたのは1851年である。それゆえ、本書はフンボルトの生前には実質的な影響を与

えなかった。公刊された時点では、フンボルトの「国家からの自由」論はドイツではすでに過去の遺物であり、結局、ドイツでは大きな影響を与えなかった。しかし、『国家活動の限界』は英訳され、ミルが『自由論』(1859)で引用することで、新しい生命が吹き込まれたのである。ミルにとっては、『国家活動の限界』の個性擁護論は、単に国家による専制の問題ではなく、世論を通じた多数者の専制に対する防衛のために重要だった。

ミルが『自由論』で個性の発達のために自由原理を擁護する際には、『論理学体系』(1843)における「生の技術」の3部門の区別が暗黙の前提になっている。しかし、ミルは、『自由論』では生の技術の3部門には直接言及していないため、自由原理と生の技術の3部門との関連は多くの場合見過ごされてきた。それゆえ、研究者が両者の関連を考慮してミルの論述を再構成する必要がある。生の技術の3部門の区別については他で論じたため(高宮, 2012)、論述に必要な範囲で簡潔に示しておく(表1)。

ミルは『自由論』で「自分自身に関する」事柄と「他人に関する」事柄を分ける。そして、自分自身に関する事柄については、他人から強制されるべきではないと言う。その際、自分自身に関する事柄には「分別」と「美学」が含まれるのに対して、他人に関する事柄が「道徳」である。「ある人が分別や人格的尊厳を欠いていて、その当然の結果として尊敬されな

分別 (Prudence)	道徳 (Morality = Right)		美学 (Aesthetics)
便宜 (Expedient)	正義 (justice)	寛大 (generosity)・ 慈善 (beneficence)	美 (Beautiful)・ 気高さ (Noble)
自己の利益のための手段	他人の権利の保護=完全義務 (違反すると、良心の呵責・世論・法による罰がある)	他人の利益の促進=不完全義務 (相手に権利はないので、違反しても罰はない)	完成/未完成 気高さ/卑しさ =自己発達、自尊

表1 生の技術の3部門

くなることと、その人が他人の権利を侵害した結果として非難されることの区別は、単なる名目的な区別ではない」(Mill, 1977, p. 279 関口訳 2020, p. 176)。ここでの分別はまさに「分別」であり、人格的尊厳は「美学」に属する。ミルは『論理学体系』で美学の内実を明確に説明していないが、『自由論』では美学が暗に前提とされている。しかし、『論理学体系』でミルは美学が「美」と「気高さ」を含むと書いており、それをもとに『自由論』の記述を再構成すると、おおよ次のように言える。「美」とは「完成」への願望と、そのための「自己発達」の願望である。一方、「気高さ」とは、自己を向上させたい、「墮落」したくないという願望である。「自尊 (self-respect)」はこの両方に関わっている。

道徳と美学を分けるミルにとって、カントの『人倫の形而上学の基礎づけ』(1785)における「自己の才能を発展させる義務」は、道徳ではなく美学の領域に属することになる。「いわゆる自己に対する義務と呼ばれるものは、事情によってそれが同時に他人に対する義務とならない限りは、社会的に義務的なものとはならない。自己に対する義務という言葉は、それが単なる分別以上のものを意味する場合には自尊または自己発達を意味するが、これらについては誰も同胞に対して責任を負っていない。なぜなら、これらについては誰も同胞に対して責を負わないことが人類の利益となるからである」(Mill, 1977, p. 279 関口訳 2020, p. 176)。それゆえ、後述する個性の発達は自己発達と同じことだから、他人に責を負わない。しかし、個性の発達は強制すべきことではないが、望ましいことではある。

また、道徳の中では、「正義」と「寛大と慈善」を区別しなければならない。正義を守らないことは、他人の権利の侵害であるから許されない。なお、この権利の内容を定めるのは一般的効用であり、たとえば安全や所有権の保護である。「他人の権利を侵害

すること、自分自身の権利によって正当化できない損失や損傷を他人に与えること、他人とのやりとりで欺瞞や虚言を用いること……これらは道徳的非難に相当するし、重大な場合には、道徳的な報復や処罰を受けても当然である」(Mill, 1979, p. 279 関口訳 2020, pp. 174-175)。また、「残虐な気質、悪意や陰湿さ、あらゆる情念の中で最も反社会的で醜悪である羨望」(Mill, 1979, p. 279 関口訳 2020, p. 175)など、正義の侵害を促進しがちな性向も道徳的非難を受けて当然であり、また道徳教育によって抑制すべきである。一方、寛大と慈善は望ましい道徳ではあるが、その恩恵を受ける権利を誰もっていない。

こうして見ると、「文明社会のどの成員に対してであれ、本人の意向に反して権力を行使しても正当でありうるのは、他の人々への危害の防止という目的の場合だけである」(Mill, 1979, p. 223 関口訳 2020, p. 27)という自由原理は、安全や所有権といった他人の道徳的権利を保護するという正義に基づく目的がある場合に限り、良心の呵責、世論による道徳的非難または法的強制という手段を用いて、ある人の自由に干渉することを正当化する。なお、「功利主義」で言われるように、危害の防止には「互いの自由への不当な干渉を禁じること」(Mill, 1969b, p. 255 川名・山本訳 2010, p. 338)も含まれる。つまり正義は、安全や所有権等の保護だけでなく、自由の保護も含む。

しかし、ここで干渉が説得や懇願とは区別されていることが重要である。つまり説得は強制ではない。それゆえ、分別や美学についても、「本人のため」という理由で説得や懇願を行うことは許されている。「人間は、自分たちの高次の諸能力をますます行使するように、また自分たちの感情と目標を、愚かな対象や計画ではなくて賢明なものへ、墮落したものではなくて高尚なものへとますます向けていくように、絶えず互いに励まし合うべきである」(Mill, 1977, p. 277 関口訳 2020, p. 170)。この「賢明/愚か」「高尚/墮

落」という対比は、それぞれ分別と美学に対応している。このようにミルの自由原理は「利己的無関心」を推奨しているわけではない。

本人の利益のために、つまり本人の分別や美学のために自由に干渉することは許されないが、説得することは望ましいというこの主張からすると、ミルは正義や道徳（寛大・慈善）の教育に限らず、分別や美学の教育を否定しているわけではないということにもなる。実際、自由原理の適用対象から未成年者が除外されているのは、ミルが未成年者に分別を教育すべきことを肯定しているからである（高宮, 2012）。美学については、大学教育で詩や文学を通じて高尚な精神を鼓舞（inspire）すべきだと主張している（Mill, 1984, p. 254 竹内訳 2011, p. 125）。ただし、一定の留保が必要である。第1に、たとえば倫理学のように複数の学説が併存する場合、特定の学説の側に立って他の学説を排撃しないこと（Mill, 1984, p. 248 竹内訳 2011, p. 108）。第2に、多様性の保護のために、国が美的教育の内容を決定すべきではないことである。

2. 高次の快楽と美学

快楽には高次の快楽と低次の快楽があると主張するミルの功利主義は、ベンサムは否定するだろうし、ミルの後のヘンリー・シジウィックは否定している（中井, 2009, p. 50）。高次の快楽と低次の快楽の区別は「エリート主義」だと非難されてきた。しかし、この非難が当たらないことを以下の4点から示したい。

第1に、高次の快楽があるという主張は、生の技術の3部門のうちの美学に関わる。ミルは、2つの快楽の両方を熟知している経験者が、一方の快楽を選ぶべきだという「道徳的義務感」や「帰結」とは関係なしに、その快楽がどれだけ不満を伴うとしてもそれを放棄しようとせず、また他方の快楽の量をどれほど与えられたとしてもそれを放棄しようとしなければ、その快楽を高次の快楽と見なしてよいと言う（Mill, 1969b, pp. 211-213 川名・山本訳 2010, pp. 267-270）。何が高次の快楽であるかという評価は「道徳的義務感」や「帰結」とは関係がないことが重要である。「道徳的義務感」が「道徳」に関わり、最善の「帰結」をもたらすための行為が「分別」であることを踏まえれば、高次の快楽に関する評価は「美学」の領域に属する評価であることになる。つまり、道徳

的に正しいかどうか、またはある目的にとって最善の手段であるかどうかではなく、ある快楽がそれ自体として望ましいかどうかに関する評価なのである。

高次の快楽に関する評価は美学に属する。そして、美学は『自由論』における「自分自身に関する」事柄である。それゆえ、自由原理に基づけば、高次の快楽をもたらす生き方を説得または鼓舞することは許されるが、それを他人に強制すべきではない。つまり、なんらかの高次の快楽があり、それが望ましい快楽であることと、それを他人に強制することは別の問題である。つまり、高次の快楽の評価と強制の有無は別問題である。

第2に、ミルは、高次の快楽とは高次の諸能力から引き出される快楽であると言う（Mill, 1969b, p. 213 川名・山本訳 2010, p. 271）。また、「どちらも同じくらい知っていて、どちらも同じように評価し享受することができる人々が、自らの高次の諸能力を使用するような生活様式をはっきりと選び取るということは疑いようのない事実である」（Mill, 1969b, p. 211 川名・山本訳 2010, p. 267）と述べている。ミルはアリストテレスには言及していないが、アリストテレスが優れた活動には快楽が付随すると述べたことを想起してもよい（アリストテレス, 渡辺・立花訳 2016）。高次の快楽に関する評価とは、クラシックの方がジャズよりも価値が高いといった評価ではなく、高次の諸能力を使用させるような生活様式が、そうでない動物的な生活様式よりも価値があるということである。実際、ミルは高次の快楽として、「知性や感情や想像力、道徳感情などによる快楽」（Mill, 1969b, p. 211 川名・山本訳 2010, pp. 266）を挙げている。しかし、スポーツなどの身体的能力はどうなるのかという疑問が出るだろう。これについては後で触れる。

また、先述したように、高次の快楽を「放棄しようとしなさい」という記述からすれば、ミルは人々がつねに知性や想像力を使用する生活様式を選ぶと想定しているわけではない。実際ミルは、「高次の快楽をもちうる多くの人々が、誘惑の影響のもとに、ときに高次の快楽を低次の快楽よりも後回しにするということ」は、「高次の快楽の本質的な優越に対する十分な評価とまったく両立する」（Mill, 1969b, p. 212 川名・山本訳 2010, p. 269）と言う。つまり、たとえ誘惑に負けることがありうるとしても、高次の諸能力を使用する生活様式を完全に放棄することはないだろ

う。「君は一生寝るか食べるだけの生活をしていればよい」と言われ、一生暮らしていけるだけの住居と食事を与えられたとしても、知性や想像力を使用する生活様式を完全に放棄してしまうことはないだろう。なお、高次の快樂に関する評価は「緊急性」に関する評価ではない。明らかに、高次の諸能力を使用する生活を送るためには、健康などの条件が不可欠である (Rawls, 2007, pp. 261-262 斎藤他訳 2020, pp. 523-524)。

上記の2点を考慮しても、まだ「エリート主義」に見えるだろう。そこで、第3に、高次の諸能力を使用する生活様式を選ぶ評価の由来は、「尊厳の感覚であり、この感覚はすべての人間が何らかの形もっているものであり、正確にはないがある程度は高次の諸能力に比例している」(Mill, 1969b, p. 212 川名・山本訳 2010, p. 268)。また、「気高い感情を働かせる力は多くの点で弱々しい植物のようなものであり、不利な作用によってだけでなく、養分が不足しただけでも簡単に枯れてしまう。大部分の青年にとって、人生のその時々についてきた職業やそれによって関わることになる社会がこの高次の能力を発揮し続けるのに不向きならばこの力は弱まってしまう」(Mill, 1969b, p. 213 川名・山本訳 2010, p. 270)。この記述から、すべての人間がもつ尊厳の感覚が高次の諸能力を使用する生活様式を選ばせることがわかる。しかし、高次の諸能力を使用したいと思わせるような気高い感情が養われるには、それにふさわしい職業や社会があることを要求する。それゆえ、高次の諸能力を発達させる教育制度と、その諸能力を発揮するのに好都合な社会制度の整備が不可欠である。

第4に、高次の快樂があり、それが望ましい快樂であるという主張と、個性の擁護は矛盾しないのかどうかという問題がある。これについては、高次の快樂の評価にあたっては、2つの快樂を経験し、両方をよく知っていることが必要だとミルは述べている (Mill, 1969b, p. 211 川名・山本訳 2010, p. 267)。それゆえ、高次の快樂の評価は、2つの快樂を経験し、熟知した人の評価であり、教育によって特定の評価をするように仕向けるわけではない。ただし、「知性や感情や想像力、道徳感情」の陶冶を促す教育制度が特定の高次の快樂の選択を助長することはありうるだろう。たとえば、学問中心で体育がない教育課程であれば、身体的能力を高く評価しなくなるかもしれない。とは

いえ、ミルはこれについては何も述べていない。

しかし、『自由論』における次の記述は、高次の諸能力の発達のためには一定の選択の自由が必要であることを示している。「知覚、判断力、識別感覚、知的活動、さらには道徳的選好ですら、人間の諸能力は選択を行うことによるのみ訓練される」のであり、また、「自分の人生計画を自分で選択する人こそ、その人のすべての諸能力を使用するのである」(Mill, 1977, p. 262 関口訳 2020, pp. 131-132)。選択の自由が諸能力を発達させるという主張は、『自由論』が成人を対象にしているとしても、未成年にもあてはまるだろう。それゆえ、子どもの教育における選択の自由の意義が完全に無視されてよいわけではない。

3. 個性の発達と美学

冒頭で述べたように、ミルは『自由論』でフンボルトの『国家活動の限界』を直接引用している。伊藤氏も引用している箇所である (伊藤, 2020, p. 4)。個性の発達には「自由と境遇の多様性」が必要だというフンボルトの主張にミルは依拠している。

ミルの個性論には①自由擁護論と②多様性擁護論の2つの側面がある。また、①自由擁護論のうちには (a) 個人の主権 (sovereignty)、(b) 自発性 (spontaneity) と自己発達 (self-development) という論拠があり、②多様性擁護論には (c) 奇矯 (eccentricity) と独創性 (originality)、(d) 観照 (contemplation) の対象としての個性という論拠がある。もちろんこれらは相互に関連し合っている。また、奇矯と独創性は厳密には同じではないが、説明のために簡略化して示す (図1)。

図1 個性擁護の論拠



(a) 個人の主権 個人は他人に危害を及ぼさない限り、自分の生き方を自由に選ぶ権利がある。ただし、功利主義者であるミルは、自然法のような「抽象的な

権利」(Mill, 1977, p. 224 関口訳 2020, p. 30)には依拠しない。それゆえ、正当化のためにはこの論拠だけでは不十分であり、自由の効用を問う必要がある。(b) 自発性(自己発達) 自発性と自己発達は異なる。しかし、ミルにとって、自発性が重要なのは、それによって個性や高次の諸能力が発達するからである。自発性に基づく選択の自由が諸能力の発達を促すという主張は前節で見た通りである。

(c) 奇矯≒独創性 ロールズは『政治哲学史講義』で、「私は、ミルが、他の人々と異なった者であるために自分を他の人々と異なったものにしなければならない、と言おうとしたとは思いません」(Rawls, 2007, p. 310 斎藤他訳 2020, p. 624)と述べている。たしかに、奇矯それ自体が重要なのではなく、奇矯の効用が重要である。ただし、効用とは、単に奇矯や独創性が社会の進歩につながるだけでなく、それが他人や自分自身にとって美しい観照の対象になりうることも含まれる。その点で、奇矯や独創性が(d)の観照の対象としての個性という論拠と結びつく。

(d) 観照の対象としての個性 「人間が気高く美しいものとして観照の対象になるのは、個性的なものがすべてすりつぶされ画一的にされているからではない。他の人々の権利と利益のために課された制約の範囲内で、個性的なものが陶冶され引き出されているからである」(Mill, 1977, p. 266 関口訳 2020, p. 141)。奇矯はそれ自体で価値のあるものではないが、奇矯は陶冶されることによって、他人や社会に役立つとともに、美しい観照の対象となりうる。その点で、多様性としての個性は、単に他人と異なるだけではなく、その価値を共同で享受できる対象となりうる。たとえば、誰もイチローであると同時にビル・ゲイツであることはできないが、誰もが両者の卓越性を理解することはできる。それゆえ、人々が互いに個性的であることと、社会が美学の価値を共有することは両立する。

「人間が作り出す作品の中で、人生を費やして完成させ美しくするのにふさわしいものは色々あるが、その中で一番重要なのは、間違いなく人間そのものである。……人間の本性は、図面通りに作られ決まり切った仕事を正確にこなすように設定された機械ではない。一本の樹木である。人間の本性は、自らの内部にあって自らを生命あるものにしていく諸力の趨勢に従いながら、あらゆる側面から自らを成長させ

発達させることを求めている」(Mill, 1977, p. 263 関口訳 2020, p. 133)。このようにミルは、(b) 自己発達を通して、(d) 観照の対象へと自らを作りあげること、つまり人間という作品を美しく完成させるべきだと言う。もっとも、この植物の比喩が、ミルが公式に依拠していた連合心理学と整合的であるかどうかは定かではない。むしろ、フンボルトにも影響したライプニッツ哲学に近いかもしれない(伊藤, 2020, p. 2)。

ただし、ミルはフンボルトを読む以前から自己教育の意義を強調していた。すでに「ベンサム」(1838)の中で、「人間が精神的完成を一つの目標として追求できる存在であることをまったく認めていない」(Mill, 1969a, p. 95 泉谷訳 p. 257)とベンサムを批判していた。ベンサムの理論は、「自己教育」と「人間の外的行為の規制」という道徳の2つの部分のうちで後者のみを扱っているために不十分なのである(Mill, 1969a, p. 98 泉谷訳 p. 262)。このように精神的完成を道徳かつ美学の目的として是認することは、完成させるべき「作品」としての人間という『自由論』の言明や、「功利主義」の高次の快樂に関する主張と重なる。

4. 公教育論

伊藤氏(2020)が述べているように、フンボルトは、人間の教育と市民の教育を分けるルソーの図式を受け入れ、「国家が行なうあらゆる公共教育(市民の教育)は本来多様であるべき人間陶冶に一面性をもたらすがゆえに有害であるとし、国家活動の限界の外に置く」(p. 4)。ミルは『自由論』で、「国家が国民全般を対象にした教育を行うことは、人々を互いにそっくり似ているものへと育て上げる手段にしかない」と、フンボルトと同様に教育の多様性を主張する。その一方で、ミルは教育の「要求」と「提供」を分け、国が直接学校を運営する必要はない、またはすべきではないとしつつも、子どもが公的な試験に受からない場合には親に罰金を科するという形で、教育の権利を保障すべきだと主張する(Mill, 1977, pp. 302-303 関口訳 2020, pp. 232-235)。こうしてミルは、教育の多様性を擁護しつつ、同時に一定の教育を保障しようとする。その前提には、ミルが『経済学原理』(1848)で述べた努力と報酬の比例という衡平(equity)の原理がある(Mill, 1965, p. 208 末永訳 1960, p. 30)。つまり、子どもが生まれた境遇

に左右されずに、努力と報酬の比例すなわち機会の平等を、教育を通じて達成すべきだということである (Mill, 1965, p. 221 末永訳 1960, p. 57)。

おわりに——フンボルト、ミルと現代リベラリズムの距離

国家が学校を運営すると画一的になるから、教育の多様性を守るべきだというフンボルトとミルの主張は、現代から見れば疑わしいかもしれない。学校の多様性と調和的な発達を促す教育は一致しないかもしれない。また、学校の多様性によって個性を守るのではなく、デューイのように、学習のあり方における個性に焦点化すべきかもしれない (デューイ, 1975)。

フンボルトにとって、「調和」とは「人格の美学の問題だった」(Burrow, 1993, p. xlv)。ミルにとっても、個性の発達という主張は人間の完成に向けた美学と不可分だった。このように、フンボルトとミルの教育思想の前提には美学がある。ロールズは、ミルの規範的な教説の基礎に卓越主義的な価値、つまり本稿の表現では美学があることを認めている (Rawls, 2007, pp. 311-312 斎藤他訳 2020, pp. 627-628)。しかし、ロールズは、自身の「公正としての正義」とミルの自由原理がそれほど隔たっていないと言いつつも、正義の諸原理を卓越主義的に正当化することはしない。ロールズは、個々人の善の構想の複数性を所与のものとしており、その諸構想を包括しようとする試みを拒絶する。一方、ミルは、たしかに多様性を擁護しているが、同時に多様な個人が自己発達によって完成を目指すことによって、人々の共通の観照の対象となる可能性を否定しない。

ローティの「リベラル・アイロニスト」は、公共的にはミルと同様にリベラルな社会を信奉しながら、私的にはニーチェのような自己創造を追求する (Rorty, 1989 斎藤他訳 2000)。ローティにおいて公と私は切り離されており、公と私を包括する原理はない。たしかに、フンボルトとミルの教育思想にとっても、多様性と統一をいかに矛盾なく実現するかというジレンマがある。しかし、フンボルトは調和を、ミルは完成を掲げることで、2人の教育思想にはまだ公と私をつなぐ道筋が残されていた。この道筋を捨ててしまった、あるいはそうした道筋はない方が良いというのがロールズとローティである。ここに、フンボルトやミルのリベラリズムと現代のリベラリズムの違いがある。

引用文献

- ※邦訳を参照した外国語文献については、邦訳を一部変更した。
- アリストテレス 渡辺邦夫・立花幸司 (訳) (2016) 『ニコマコス倫理学 (下)』 光文社
- Burrow, J. W. (1993). Editor's instruction. In J. W. Burrow (Ed.), Wilhelm von Humboldt, *The Limits of State Action* (pp. xvii-lxii). Indianapolis: Liberty Fund.
- デューイ 松野安男 (訳) (1975) 『民主主義と教育 (下)』 岩波書店
- 伊藤敦広 (2020) 「教育思想史におけるヴィルヘルム・フォン・フンボルト——「古典的陶冶理論」の生成および展開の可能性——」『近代教育フォーラム』 29, 1-10.
- Mill, J. S. (1965). J. M. Robson (Ed.), *Principles of Political Economy: With some of their Applications to Social Philosophy*. Toronto: University of Toronto Press. (末永茂喜 (訳) (1960) 『経済学原理2』 岩波書店)
- Mill, J. S. (1969a). Bentham. In J. M. Robson (Ed.), *Essays on Ethics, Religion and Society* (pp. 75-115). Toronto: University of Toronto Press. (泉谷周三郎 (訳) (1997) 「ベンサム論」 杉原四郎・山下重一 (編) 『J.S.ミル初期著作集第三巻』 (pp. 225-294) 御茶の水書房)
- Mill, J. S. (1969b). Utilitarianism. In J. M. Robson (Ed.), *Essays on Ethics, Religion and Society* (pp. 203-259). Toronto: University of Toronto Press. (川名雄一郎・山本圭一郎 (訳) (2010) 「功利主義」『功利主義論集』 (pp. 255-354) 京都大学学術出版会)
- Mill, J. S. (1977). On Liberty. In J. M. Robson (Ed.), *Essays on Politics and Society* (pp. 213-310). Toronto: University of Toronto Press. (関口正司 (訳) (2020) 『自由論』 岩波書店)
- Mill, J. S. (1984). Inaugural Address Delivered to the University of St. Andrews. In J. M. Robson (Ed.), *Essays on Equality, Law, and Education* (pp. 215-257). Toronto: University of Toronto Press. (竹内一誠 (訳) (2011) 『大学教育について』 岩波書店)
- 中井大介 (2009) 『功利主義と経済学——シジウィックの実践哲学の射程——』 晃洋書房
- Rawls, J. (2007). Freeman S. R. (Ed.), *Lectures on the History of Political Philosophy*. Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University Press. (斎藤純一・佐藤正志・山岡龍一・谷澤正嗣・高山裕二・小田川大典 (訳) (2020) 『ロールズ政治哲学史講義 II』 岩波書店)
- Rorty, R. (1989). *Contingency, Irony, and Solidarity*. Cambridge: Cambridge University Press. (斎藤純一・大川正彦・山岡龍一 (訳) (2000) 『偶然性・アイロニー・連帯——リベラル・ユートピアの可能性——』 岩波書店)

高宮正貴 (2012) 「J.S.ミルの功利主義による教育の正当化——「生の技術」の三部門からの考察——」『教育哲学研究』106, 1-17.

執筆者

高宮正貴 (たかみや まさき)

大阪体育大学 (Osaka University of Health and Sport Sciences)

教育哲学・道德教育学

E-mail: takamiya@ouhs.ac.jp